

青森県難病指定医研修 履修証明用質問シート (*201903)

本シートは、青森県難病指定医研修を履修したことを証明する書類に代えるものとして提出いただくものです。以下を回答して、自己採点を行い、誤りがあった場合は赤字で修正してください。なお、未記入・未採点の箇所がある場合、研修を修了したものと認められませんのでご注意ください。

(1) 以下の資料を読み終えたら、□に✓を記入してください。

- ① 難病対策の概説 第3版（日医総研ワーキングペーパー）を読みました。□
- ② 難病医療費助成制度について（県作成資料）を読みました。□
- ③ 臨床調査個人票の作成について（県作成資料）を読みました。□
- ④ 臨床調査個人票作成予定の疾患を1つ以上選択し、記入してください。

告示番号	指定難病名

- ⑤ ④で記入した指定難病の概要・診断基準等及び臨床調査個人票を読みました。□
- ⑥ 臨床調査個人票の記入にあたっての留意事項（厚労省 HP）を読みました。□

(2) 以下の質問に○または×で回答してください。

- ① 指定医は、診断又は治療に5年以上（医師法に規定する臨床研修を受けている期間を含む。）従事した経験を有する医師である必要があり、厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格を有していない場合、都道府県知事が行う研修を修了している必要がある。【 】
- ② 指定医の指定有効期間は5年間である。【 】
- ③ 指定医は、主に勤務する医療機関以外でも臨床調査個人票を作成することができる。【 】

- ④ 指定医が県外の医療機関に転出する場合、変更届出書を青森県に提出し、転出先の都道府県で改めて申請書を提出する必要がある。【 】
- ⑤ 診断基準を満たしているが、重症度分類等基準を満たしていない患者はすべて、特定医療費の助成対象外となる。【 】
- ⑥ 指定医療機関でなくても、指定医の資格があれば特定医療の給付ができる。
【 】
- ⑦ 重症度分類に関する診断・検査年月日は、臨床調査個人票記載日から直近6か月以内の日付でなければならない。【 】

(3) 次ページ掲載の「解答・解説」にて必ず自己採点を行い、誤答があった場合は赤字で修正のうえ、解説等をよくお読みください。

記名・押印し、本シートを必要書類に添付して御提出ください。

受 講 日	年 月 日									
氏 名	⑩									
指定医番号（すでに青森県指定医の方）	0	2								
主に勤務する医療機関										

提出先

〒030-8570 青森市長島1丁目1番1号

青森県健康福祉部 保健衛生課 難病対策グループ

青森県難病指定医研修 履修証明用質問シート（*201903）「解答・解説」

- ① 指定医は、診断又は治療に5年以上（医師法に規定する臨床研修を受けている期間を含む。）従事した経験を有する医師である必要があり、厚生労働大臣が定める認定機関が認定する専門医の資格を有していない場合、都道府県知事が行う研修を修了している必要がある。【○】
- ② 指定医の指定有効期間は5年間である。【○】
⇒指定有効期間満了日までに更新申請手続きを行わなければ失効します。
- ③ 指定医は、主に勤務する医療機関以外でも臨床調査個人票を作成することができる。【○】
⇒ただし、主に勤務する医療機関が変わった場合は、変更届出書の提出が必要です。
- ④ 指定医が県外の医療機関に転出する場合、変更届出書を青森県に提出し、転出先の都道府県で改めて申請書を提出する必要がある。【○】
- ⑤ 診断基準を満たしているが、重症度分類等基準を満たしていない患者はすべて、特定医療費の助成対象外となる。【×】
⇒重症度分類等基準を満たしていなくても、申請日以前の1年間に指定難病に係る医療費総額が33,330円を超える月が3回以上あれば、軽症者特例に該当し助成対象となる。
- ⑥ 指定医療機関でなくても、指定医の資格があれば特定医療の給付ができる。【×】
⇒県の指定を受けた指定医療機関でなければ、指定医が所属する医療機関であっても特定医療の給付はできない。
- ⑦ 重症度分類に関する診断・検査年月日は、臨床調査個人票記載日から直近6か月以内でなければならない。【○】